

パイロットホーム管理組合緑化協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の住宅が緑につつまれ四季折々の変化が感じられるような潤いのある、より快適な環境を整備することを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、パイロットホーム管理組合緑化協定（以下協定」といいます。）といます。

(協定区域)

第3条 協定の区域は、別紙図面に表示するパイロットホーム管理組合の管理する区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」といいます。）第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため法律にもとづいて認可がされた日から効力が生じます。また、この日以降に新たに土地所有者となった者に対してもその効力がおよぶものとします。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項を変更しようとするときは、協定者全員の賛成によることとします。また協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の賛成によることとします。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、10年とし期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申出をしなかった場合10年間延長するものとします。

(植栽に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため植栽する樹木について次のとおりきめます。

(1) 植栽する樹木の種類

植栽する樹木は、私達の住宅のみどりを豊かにするばかりでなく近隣の環境の向上及び自然回復を目ざすためこの地区に適する樹種を次から選び植えるものとします。

ア 花を楽しむ木

ハナミズキ、サクラ、サツキ、クチナシ、ツツジ、デンドロウギレンギョウ等

イ 落葉樹

ケヤキ、エンジュ、ドウダンツツジ等

ウ 常緑樹

シラカシ、ヤマモモ、マテバシイ、カイヅカイブキ、サングジュ等

(2) 植栽は、管理組合に委任するものとし、管理組合は早期に植栽方法を定め目的の実現を図ります。

(植栽樹木の管理)

第9条 協定者は、植栽した樹木を大切に保護育成するよう努めます。

(1) 樹木の保護、育成に必要な施肥剪定等の管理は管理組合に委

任するものとします。

- (2) 植栽した樹木を伐採し、もしくは移植するときはパイロットホーム管理組合の規約にもとづいて行うものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採損傷し協定に違反した場合違反者に対して原状に回復することを求めることができます。

- ・ 違反者が、この求めに応じないときは管理組合が違反者にかわってこれを行い要した費用は違反者の負担とします。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は、管理組合の理事長が保管するものとします。

この協定が全員の合意により成立したことを証するため各自記名押印します。

昭和 年 月 日